

緑区役所庁舎内における直売所運営事業実施要綱

制 定 平成 25 年 3 月 29 日 緑政第 1129 号
最近改正 令和 7 年 10 月 16 日 緑政第 976 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、緑区における地産地消の推進及び障害者の就労支援の促進を図るために、緑区役所庁舎内における直売所運営事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(運営法人)

第 2 条 直売所を運営する者（以下「運営法人」という。）は、横浜市内で法人として 1 年以上の障害福祉に関する活動実績がある法人とする。ただし、次に該当する法人は除くものとする。

- (1) 政治的な目的のために結成されたもの
- (2) 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団経営支配法人等

(運営場所及び条件)

第 3 条 直売所は、次の各号のとおり運営する。

(1) 運営場所

〒226-0013 横浜市緑区寺山町 118 番地 緑区役所庁舎ピロティー

なお、運営場所は緑区と運営法人が協議の上、変更することができる。

(2) 使用可能面積

約 10 m²（準備も含む。）

なお、販売必要備品置場は、緑区が別途用意する。

(運営法人の選定)

第 4 条 直売所の運営を希望する者は、緑区役所庁舎内における直売所運営申請書（第 1 号様式）及び事業企画書等の必要な書類を区長に提出しなければならない。

2 運営法人の選定及び選定委員会の設置については、別に定めるものとする。

3 同条第 1 項に規定する申請書の提出があったときは、区長は選定委員会による選定結果の報告に基づき検討の上、結果通知書（第 2 号様式）により、申請者に選定結果を通知するものとする。

(運営法人の募集)

第 5 条 運営法人の募集に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(運営の基準)

第 6 条 運営法人は、次の各号のとおり直売所の運営を行うものとする。

(1) 営業日時

ア 営業日は、緑区役所開庁日の平日週 2 日又は週 1 日とし、営業日には、原則として木曜日を含めるものとする。

イ 営業時間は、準備・片付けを含め、8 時 45 分から 17 時の間とする。

ウ ア・イの規定に関わらず、野菜の入荷状況等に応じて販売を休業することができる。また、緑区と運営法人が協議の上、営業日時を変更することができる。

(2) 人員体制

毎営業日、店長 1 名、障害者店員 2 名以上とする。

(3) 業務内容

ア とれたてみどり生産者の会（緑区役所庁舎内における直売所の納品者組織）（以下、「生産者の会」という。）との販売委託の調整

イ 生産者の会に属する農家が指定する場所への農産物の集荷及び生産者の会に属する農家が配達した農産物の受領

ウ 農産物の陳列・販売のために緑区が貸与した販売必要備品（机、椅子等）の設置・管理

エ 生産者の会に属する農家が生産した農産物の陳列・販売

オ 生産者の会に属する農家毎の売上計算・精算

カ 緑区への毎月の運営状況に関する報告

キ その他、直売所運営に必要な事項

(4) 期間

運営を開始した日からその年度の末日までとするが、緑区もしくは運営法人より終了の申出がない場合は、1年間期間を延長できるものとし、以後同様とする。

2 運営法人は、次の各号に掲げる要件を遵守するものとする。

(1) 販売を行う際は運営法人名を表示し、運営の再委託、店舗の再貸付等は行わないこと。

(2) 障害者の就労支援に熱意を有し、障害者の援助を適切にできる店長を置くこと。

(3) 運営法人及び生産者の会に属する農家の採算性を考慮し、期間中継続的に運営すること。

(4) 生産者の会から納品される市内産農産物以外の農産物は販売しないこと。ただし、本事業の趣旨に反しない範囲であれば、物販や展示等の実施、運営法人の PR をすることも可とするが、実施にあたっては、事前に、緑区と協議・調整をすること。

(5) 本事業の PR 等のために第3条第1項第1号に規定する運営場所以外の使用を希望する場合は、事前に緑区と協議・調整をすること。

(6) 第3条第1項第1号に規定する運営場所の他、本事業を実施するために使用した場所については、毎回清掃を行うこと。

(7) 納品される野菜の特徴や調理方法等の問い合わせに対応すること。

(8) その他、本事業の目的を踏まえて、必要に応じて、地産地消の更なる PR ができるような取組を行うこと。

(覚書の締結)

第7条 第4条第3項の規定により運営法人の候補となった者及び区長は事業実施にあたっての基本的事項や役割分担等について協議し、当該事項を明示した覚書を締結するものとする。

(覚書の変更)

第8条 前条に規定する覚書に変更が生じる場合は、緑区と運営法人が協議し、決定するものとする。

(運営の廃止)

第9条 運営法人は、やむを得ず直売所の運営を廃止するときは、緑区役所庁舎内における直売所廃止届（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

2 直売所を廃止する場合は、緑区が提供した物件、備品等を返却しなければならない。

(備品等の管理)

第 10 条 運営法人は、直売所の運営にあたり、緑区が提供した物件、備品等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復)

第 11 条 運営法人は、運営期間が満了したとき、又は運営を廃止したときは、自己の負担で、緑区が指定する期日までに緑区が提供した物件、備品等を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 運営法人が原状回復の義務を履行しないときは、緑区の負担においてこれを行うことができる。
この場合において、緑区は緑区が負担した経費を運営法人に請求することができ、運営法人は何らの異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第 12 条 運営法人はその責めに帰する理由により、緑区が提供した物件、備品等の全部又は一部を滅失若しくはき損したときは、当該滅失又はき損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

- 2 運営法人は、運営期間が満了したとき、又は運営を廃止したときにおいて、緑区が指定する期日までに使用を許可された財産を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に応ずる、横浜市の基準により算定した使用料の額の 3 倍に相当する金額の損害賠償を支払わなければならない。

(運営状況の報告)

第 13 条 運営法人は、緑区に毎月の直売所の運営状況（営業日数、売上、客数等）について、翌月 10 日までに報告しなければならない。

(立入調査)

第 14 条 緑区は、直売所の運営状況等について、隨時、立入調査をすることができる。

(関係書類の提出)

第 15 条 緑区は、運営法人に対して、必要に応じて関係資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 10 月 16 日から施行する。

第1号様式（第4条第1項）

年　月　日

(申請先)

緑区長

(申請者)

所在地〒

法人名

代表者職名及び氏名

緑区役所庁舎内における直売所運営申請書

次により、緑区役所庁舎内における直売所の運営を行いたく関係書類を添えて申請します。

1 申請理由

2 添付資料

- (1) 法人概要
- (2) 事業企画書
- (3) 定款、寄付行為、その他これらに関する書類
- (4) 登記簿謄本
- (5) 過去3年間について以下の書類

※法人格取得後3年間を経ていない場合は、用意できる年数分の書類

【会社の場合】

- ア 貸借対照表及び主要科目の内訳明細書
- イ 損益計算書
- ウ 役員名簿・組織図

【会社以外の場合】

- ア 収支計算書
- イ 貸借対照表及び科目内訳書
- ウ 役員名簿・組織図

第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者職名及び氏名) 様

緑区長

結果通知書

貴者から提出のあった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：緑区役所庁舎内における直売所運営事業

結果①：最適であると特定しました。

今後の手続き等につきましては、別途連絡します。

結果②：下記の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

結果①又は結果②の
いずれかを通知しま
す。

※ 上記理由について説明を希望される方は、
年 月 日までに緑区区政推進課へその旨
を記載した書面を提出してください。

担当部署
担当者氏名
電話
FAX
Eメール

第3号様式（第9条第1項）

年　月　日

(提出先)

緑区長

(申請者)

所在地〒

法人名

代表者職名及び氏名

緑区役所庁舎内における直売所廃止届

標記について、次のとおり廃止しますので届け出ます。

直売所名	
廃止年月日	
廃止理由	
備考	1 添付書類 備品一覧